

## 一般財団法人岡山県社会保険協会理事候補者の公募について

一般財団法人岡山県社会保険協会（以下「当法人」という。）は、次により理事候補者を募集いたします。

### 1. 当法人の概要

当法人は、当法人の設立目的に賛同しその事業に協力しようとする団体（厚生年金及び健康保険の被保険者を有する団体）を会員として昭和 31 年に設立され、平成 24 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行しました。

### 2. 募集対象者

理事候補者 1 人

（注）理事候補者は、当法人の定款等に基づき、定時評議員会による理事の選任、理事会による選定を経て常勤理事に就任することになります。

### 3. 任期

平成 31 年（2019 年）事業年度に関する定時評議員会終結の日（令和 2 年 6 月下旬開催予定）の選任後から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（令和 4 年 6 月下旬開催予定）の終結の時まで。

なお、その後は重任もあり得ます。

### 4. 職務内容

代表理事を補佐し、当法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、業務運営の責任者として事業・運営方針を総括し、必要に応じて、関係者と総合的に調整を図りながら事業の見直し等を行うことが主な職務となります。

### 5. 応募資格

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日時点で、満 65 歳未満であること。
- (2) 社会保険制度に関する十分な知識・経験を有していること。
- (3) 職務執行に当たっては、①中立性・公平性、②専門性、③マネジメント能力・リーダーシップ能力が必要であり、識見、経験、先見性、実行力、責任感を有していること。
- (4) 相当程度の組織規模を有する民間企業、公的組織等において管理者として業務改革や効率化等に取り組んだ経験を有するなど、当法人の業務改善・業務運営の効率化を進め、業務を的確に総括し管理することができる経験・能力を有していること。
- (5) 当法人は公共性を有しており、利害関係者との誤解を招くような接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- (6) 心身ともに健康なこと。

## 6. 欠格条項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 65 条（役員の資格等）第 1 項に規定する者は応募できません。

### <参考>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

（役員の資格等）

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 条）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法律の規定に違反し、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

## 7. 勤務条件

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 勤務形態  | 常勤（兼業・兼職は禁止）                                    |
| (2) 勤務地   | 岡山市北区昭和町  |
| (3) 勤務時間等 | 当法人の職員就業規則に準ずる。（通常 8 時 30 分～17 時 00 分、土日・祝日は休み） |
| (4) 報酬    | 当法人の評議員及び役員の報酬並びに費用等に関する規程による。（月額 5 万円及び通勤手当）   |
| (5) 福利厚生  | 健康保険、厚生年金、健康診断                                  |

## 8. 選考方法

選考は代表理事が指名する当法人の評議員 2 名が行います。

- (1) 第 1 次選考（書類選考）  
「履歴書」及び「自己アピール文書」による書類選考  
選考結果は、令和 2 年 5 月中旬に、その合否を応募者全員に郵送にてご連絡します。
- (2) 第 2 次選考（面接選考）

第2次選考は令和2年5月下旬に行う予定ですが、詳細は第1次合格者に個別にご連絡します。

(3) 理事への選任手続

第2次選考合格者は、令和2年6月下旬に開催予定の定時評議員会における理事選任候補者となります。

(4) その他

選考審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

## 9. 応募方法

(1) 公募期間

令和2年4月6日（月）から～令和2年4月17日（金）まで

※令和2年4月17日（金）17時までに応募書類を必着させてください。

(2) 応募書類（日本語で作成してください）

① 履歴書

JIS規格履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、次の必要事項を詳細に記載してください。

学歴、職歴、資格、年金・健康保険に関する経歴、応募の動機等

② 自己アピール文書には次の事項を盛り込むこと（A4版用紙に2000文字以内）

- ・ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機理由
- ・応募した職務に関連した提言、抱負等
- ・応募した職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点

## 10. 応募書類送付先

〒700-0032

岡山市北区昭和町12番15号

一般財団法人 岡山県社会保険協会

## 11. 応募に関する問合せ

同上

電話 086-253-8170（担当：松田）

## 12. その他

- ・応募書類の返却はいたしません。
- ・応募に関する費用は、全額応募者負担とします。
- ・ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本応募のみに使用し他の目的に使用することはありません。